

野田市都市公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）に対する意見募集の結果について

パブリック・コメント手続によって寄せられた意見と市の考え方は、次のとおりです。

1 政策等の題名

野田市都市公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）

2 意見の募集期間

平成29年12月15日（金曜日）から平成30年1月17日（水曜日）まで

3 意見の募集結果

①提出者数・意見数	1人	1件
②提出方法	直接持参	0人 0件
	郵送	0人 0件
	FAX	0人 0件
	Eメール	1人 1件
③政策等に反映した意見		0件

4 意見の概要と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
1	<p>「屋外における休息や運動等のレクリエーション活動を行う場所であり、都市環境の改善や災害時における一時避難地としての機能を有するなど、オープンスペースとしての機能の確保が重要です。」として公園の機能を定義しているが、実際の公園の運動施設の使用状況を考慮しながら運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合について設定する必要があるのではないかと、</p> <p>つまり、運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合を50%とすることは、災害時における一時避難地としての機能に重きをおけば妥当</p>	<p>運動施設率の設定を50%とすると、一時避難場所の機能に支障があるとのご意見ですが、野球場やサッカー場など、広場と同様の施設では、施設内への一時避難も可能であり、また体育館等の建物の場合には、避難所としての機能も有してくると考えており、運動施設の設置が避難場所としての機能に支障を及ぼすとは考えておりません。</p> <p>都市公園における運動施設の敷地面積の割合は、改正前の都市公園法施行令第8条により、都市公園の敷地面積の50%を上限とする一律の基準が設けられていましたが、昨今、既設施設のバリアフリー化や国際基準への対応等の改修に当たって、従来の基準が支障となる事例が見受けられ</p>	修正無し

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
	<p>とは言えないと考える。50%の面積が一時避難地としての機能しないことになることもありえることになる。20%から30%程度で十分ではないか？</p>	<p>たことから、従来の基準を参酌したうえで、地域の実情に応じて、市に一定の裁量を認めるとしたものであり、今回の法改正は率の引き上げを念頭に行われたものと考えております。</p> <p>これらのことを踏まえ、市は国が都市公園のオープンスペースの機能を維持するための適切な基準として50%を定めていること、また市に喫緊に運動施設を伴う公園整備など従来の運動施設率の基準を見直す特殊な要因もないことから、参酌すべき基準と同様の基準を条例に定めるものとします。</p>	